○津山圏域資源循環施設組合職員及び会計年度任用職員被服貸与規程

平成22年10月4日
津山圏域資源循環施設組合訓令第1号

（目的）

第1条　この規程は、 別に定めがある者を除き、 津山圏域資源循環施設組合職員及び会計年度任用職員に対し職務の執行上必要な被服を貸与することについて、 必要な事項を定めることを目的とする。

（被服の貸与）

第2条　被貸与者は、勤務中常にこの規程に定める被服を着用しなければならない。ただし、正当な理由があると認められるときは、この限りでない。

（被貸与者、貸与品及び貸与期間）

第3条　被貸与者、貸与する被服（以下「貸与品」という。）の種類、貸与期間及び着用期間は、別表第1のとおりとする。

（貸与品の保存）

第4条　被貸与者は、貸与品の保存に充分留意するとともに、貸与の目的以外に使用することのないよう注意しなければならない。

2　被貸与者は、貸与期間満了前に貸与品をき損又は亡失したときは、速やかにその旨を届出なければならない。この場合において、そのき損及び亡失がやむを得ない事情によるものと認められるときは、再貸与することができる。

（貸与品の補修）

第5条　貸与品の補修及び洗濯は、特別の事情がある場合を除き、すべて被貸与者の負担とする。

（貸与品の返納）

第6条　被貸与者は、貸与品の貸与期間満了前に退職又は休職したとき、若しくは貸与品目を異にする職に異動したときは直ちに貸与品を返納しなければならない。ただし、退職した場合で貸与期間の2分の1を経過している場合はこの限りでない。

（貸与品の支給）

第7条　貸与期間が満了した貸与品については、期間満了の翌日をもって貸与者に無償で支給する。

（賠償）

第8条　被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与期間の残存期間の割合に応じて、その原価に基づいて計算した額を賠償しなければならない。

⑴　貸与期間の満了前に故意又は過失により貸与品をき損又は亡失したとき。

⑵　第6条の規定に違反し、故なく貸与品を返還しないとき。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、職員被服貸与に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付　　則

この規程は、訓令の日から施行する。

付　　則（令和2年3月18日津山圏域資源循環施設組合訓令第3号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

種別	被貸与者	貸与品目	貸与数量	貸与期間	備考
1号	土木、建築等技術職	作業服			作業服の夏上衣については、最初に限り別に1着を貸与する。
		冬上衣	1着	2年	
		冬下衣	1着	1年	
		夏上衣	1着	2年	
		防寒服	1着	2年	
		ヘルメット	1個	3年	
		安全靴	1足	2年	
		長靴	1足	2年	
		作業帽	1個	2年	
2号	事務職員、会計年度任用職員	作業服			
		冬上衣	1着	2年	
		冬下衣	1着	2年	
		夏上衣	1着	2年	
		防寒服	1着	2年	
		長靴	1足	2年	

備考

1　冬衣の着用は10月から5月まで、夏衣の着用は6月から9月までとする。ただし、気候により変更することがある。

2　貸与期間経過後において、貸与品が使用可能な場合には、被貸与者の申出または貸与者の判断により、貸与数量を減ずること及び貸与期間を延ばすことができる。